

条例改正等について（3月定例会予定議案）

関西広域連合本部事務局

平成 25 年 1 月 12 日

1. 条例改正の件

（1）関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

議員報酬を下記のとおりとする。（調整中）

議 員 現行：年額 24,000 円 → 変更後：日額 8,000 円

〔	議 長	年額 36,000 円 →	日額 12,000 円	〕
	副議長	年額 30,000 円 →	日額 10,000 円	

※ 本会議の日については、上記の額の 1.5 倍の額とする。

（2）関西広域連合附属機関設置条例

平成 25 年度の資格試験・免許事務の実施に向け、附属機関として試験委員の設置根拠規定を整備する。

現行（5 機関）	追加（3 機関）
連合協議会	准看護師試験委員
情報公開審査会	調理師試験委員
個人情報保護審議会	製菓衛生師試験委員
非常勤職員災害補償認定委員会	
非常勤職員災害補償審査会	

（3）関西広域連合手数料条例

資格試験・免許事務に係る手数料の規定を整備。

（現行 2 府 4 県の最低単価を採用することで、全国最低水準とする）

区 分	試験（出願）	免許（新規）
准看護師に関する手数料（案）	6,900 円	5,300 円
調理師に関する手数料（案）	6,100 円	5,600 円
製菓衛生師に関する手数料（案）	9,400 円	5,600 円

※上記以外に、免許書換え・再交付手数料等もあわせて規定

2. 公平委員会に係る事務委託の件

関西広域連合の公平委員会の事務については構成団体へ委託しており、今回、関係団体と協議（大阪府とは委託の、京都府とは委託廃止の協議）をすることについて、議決を求めるもの。

	H23～	H25～（案）	H27～（予定）
公平委員会（自治法委託）	京都府	大阪府	和歌山県

（参考）選挙管理委員会委員の委嘱については、滋賀県、京都府、大阪府の順